

予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、新型コロナ)を 県外で接種する方へ

県外で接種をする場合は、一度全額自己負担で接種していただき、償還払い(払い戻し)の手続きをすることとなります。そのためには申込が必要となります。

- ① 依頼書申込書を市ホームページでダウンロードするか、ダウンロードができない方は郵送しますので市に連絡し、用紙を記入してください。
下記に郵送か FAX で提出します。申込書が市に到着してから1週間~10日ほどで依頼書が届きます。依頼書のほかに、接種費用交付申請書兼請求書(償還払い申込用紙)、接種料金上限額の一覧を同封します。
- ② 依頼書が届いたら接種する医療機関へ予約などし、接種時に予防接種依頼書を医療機関へ提出してください。その際に予防接種依頼書を持参する旨をお伝えください。
予防接種予診票は医療機関から特に指示がなければ、むつ市の予診票を使用してください。
- ③ 接種の料金は、一旦全額支払っていただきます。接種費用はそれぞれの医療機関で異なります。
- ④ 「接種費用交付申請書兼請求書」により、感染症予防課が各分庁窓口または、郵送で払い戻しの手続きを行ってください。また、必ず捺印をお願い致します。訂正したら、二重線でその上に訂正印をしてください。

◎注意事項

- 令和7年3月末までに接種した分は、令和7年4月10日までに申請してください。
- 申請者は、接種を受けたご本人の氏名、住所を記載してください。捺印は必須です。
- 振り込み口座は、基本的に接種を受けたご本人名義の口座を記入してください。
- 定期接種の助成は上限額があります。詳細は、依頼書と同封して送付します。

◎接種したあとの手続きに必要な添付書類

- 領収書の原本(医療機関の名称、ワクチン名が確認できるもの)
- 預金通帳のコピー(振り込み先の名義、金融機関、口座番号等が確認できるもの)
- 予防接種予診票のコピーまたは接種済証のコピー

<問い合わせ先・郵送先>

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市健康福祉部 感染症予防課
電話:0175-22-1111 内線:2583
FAX:0175-22-5044